

会 長 声 明

—刑事施設における弁護人と被告人との書類又は物の授受（接見交通権）の保障を求める—

本日、福岡高等裁判所は、佐賀少年刑務所が同刑務所長の制定した達示（内示）に基づき、弁護人（当会所属の弁護士）による勾留中の刑事被告人に反省文を書かせるための便せん及び封筒の差入れを拒否したのは違法であり、弁護人の接見交通権を侵害したものであると明確に判示する判決を下した。

2009年（平成21年）3月30日、原審の佐賀地方裁判所は、接見交通権の行使として行われる弁護人と被告人との間の物の授受については、その制限は合理的理由に基づく最小限の制限でなければならないとして、いかなる理由であろうが直接の差入れを認めない扱いにすることは到底合理的理由に基づく最小限の制限といえず、接見交通権を違法に侵害するものであると判示していた。

今回の判決は、これを維持し、刑事施設の指定業者（売店）からの購入に限定して直接の差入れを認めない取り扱いとしても接見交通権の侵害はないと主張する国側の控訴を棄却したものであり、刑事施設における接見交通権の行使としての書類又は物の授受の保障に関する高裁段階での初の判断である。

佐賀少年刑務所は2006年5月、便せん及び封筒などを含む物品の差入れについて、刑務所内の売店経由でなければ差入れを許可しない旨の内容の達示を制定していた。

刑務所や拘置所などの刑事施設は全国に77か所あり、そのすべての施設が個別に内規を設けて何らかの形で差入れを制限しており、すべての施設において弁護人による差入れを一般の差入れと区別する規定を設けていないのが実情である。

当会は、法務省矯正局、全国の矯正管区及び全ての刑事施設に対し、今回の判決を真摯に受け止め、佐賀少年刑務所と同様の内規の撤廃を求めるとともに、弁護人と被告人との接見交通権が憲法に由来する重要な権利であることに鑑み、これが不当に妨害されることのないよう十分な配慮を尽くすことを求める次第である。

2010年2月25日

佐賀県弁護士会

会 長 東 島 浩 幸